静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本(キャップ通しについては1個)につ き、金額欄に掲げる金額

業務	内 容	規格	金額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた 端子をカプラーに差し込むこ とをいう。	15 センチメートル以下の	1本につき 23銭
		電線について行うもの	
		15 センチメートルを超え	
		50 センチメートル以下の	1本につき 39銭
		電線について行うもの	
		50 センチメートルを超え	
		2 メートル以下の	1本につき 45銭
		電線について行うもの	
		2 メートルを超える	1 本につき 5 5 銭
		電線について行うもの	
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸 チューブを電線の端から差し 入れることをいう。	15 センチメートル以下の	 1本につき 23銭
		チューブについて行うもの	一年にして 23銭
		15 センチメートルを超え	
		50 センチメートル以下の	1本につき 48銭
		チューブについて行うもの	
		50 センチメートルを超え	
		1 メートル以下の	1本につき 61銭
		チューブについて行うもの	
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた	その端末に取り付けられた	
	 端子に絶縁キャップをかぶせ		1個につき 41銭
	ることをいう。		

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

4 効力発生の日 平成26年4月25日